

生食発 0325 第 1 号
令和 3 年 3 月 25 日

各検疫所長 殿

大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公印省略)

「輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）」の一部改正について

輸入加工食品の安全性確保対策として、輸入者自身による輸出国段階での自主管理については、「輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）」について」の別紙「輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）」（平成 20 年 6 月 5 日付け食安発第 0605001 号食品安全部長通知。以下「指針」という。）に基づき指導を行っているところである。

今般、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号）による改正後の食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の内容等を踏まえ、指針について別添 1 のとおり所要の改正を行ったことから、対応方よろしく願います。

また、関係事業者への周知等、特段の配慮をお願いする。

なお、本件については、別添 2 のとおり社団法人日本輸入食品安全推進協会会長宛て通知していることを申し添える。